

- 外国人介護人材確保のためには、海外現地への働きかけを強化することが重要であり、特に都道府県をはじめとする日本の自治体と海外現地の行政機関や教育機関等と連携を図ることが必要です。
- 調査研究事業においては、日本の自治体が海外現地と円滑な交渉ができることを目的として、対外発信資料等を作成しました。日本についての解像度が低い国に対しても、本資料を通して理解を深められるような構成になっており、海外へ日本の魅力、介護の業務内容、日本での活躍イメージ等を説明することで、海外現地に日本への介護人材の送り出しを検討してもらい、円滑な受入へと繋げることを目指しています。

成果物①

海外向け発信資料

- 各自治体がスライドを追加、削除、更新できるように、海外への説明内容を網羅的に記載した。
- 2言語対応（日本語、英語）
- PPT形式43枚



成果物②

海外向け発信資料 ダイジェスト版

- 限られた時間で最低限必要な説明をしたい場合に使えるよう、①の主要な部分をまとめた海外向け発信資料の要約版である。
- 2言語対応（日本語、英語）
- PPT形式7枚



成果物③

自治体向け補足資料

- 自治体が資料①②を活用する際の注意点や説明のコツ等を解説した資料を作成した。
- 参考情報として、海外から先進的に人材の受入を進める自治体の活動概要を掲載した。



成果物掲載HP



本資料は、日本の自治体等が、日本や介護に対する理解が十分でない国の政府機関や送り出し機関等に対し、日本の魅力や介護の仕事内容、外国人介護人材の活躍イメージを効果的に伝えることを目的として作成したものである。

【特徴】

- 平易な表現と写真を多数用いることで、視覚的にも理解しやすい構成。
- 各自治体が実情に応じて、情報の追加・削除・更新を自由に行えるよう、PowerPoint形式で作成。

日本の介護の仕事とは

- 介護とは、病気や障害等を理由に日常生活に支援が必要な人に対して提供されるケアのことです。
- 介護の仕事は、国家資格もある専門的な仕事です。介護は24時間365日稼働していますが、複数の職員がシフト制で分担するので、長時間労働にならず予定も立てやすい働き方になっています。在留資格や就労する施設によって、夜勤を担当する場合があります。

●日本の介護の特徴

尊厳の保持

その人の価値観や自分らしさを保ちながら、他者と同じように尊重されること

自立支援

介護によるサポートを受けることでその人らしい自立した日常生活を継続すること

介護と看護の違い

- 看護は医師の指示に基づき、病気や怪我がある人の治療のサポートを行います。
- 介護は日常生活に支援が必要な人の生活のサポートを行います。

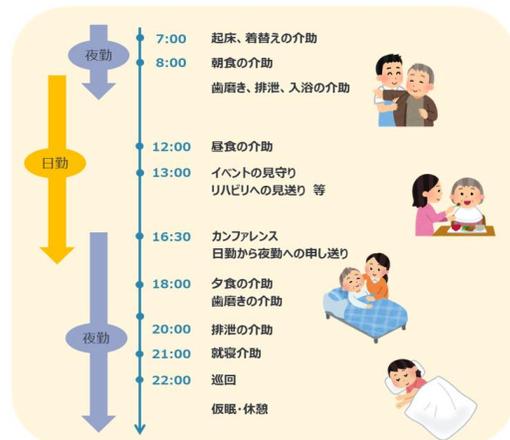
施設で生活



自宅で生活



●介護職の就労イメージ



対外発信資料
(一式)

【英語版】

Nursing care work in Japan

In Japan, nursing care means care provided to senior people requiring assistance in their daily life due to illness, injury, etc.

Care work is a specialized job that requires national qualifications. Care work is done 24 hours a day, 365 days a year, but multiple staff members work in shifts, so long hours work is avoided and it is easy to plan your schedule. Depending on your status of residence visa and the facility you work at, you may be in night shifts.

Characteristics of nursing care in Japan

- Respect of dignity**
Help each person to maintain their values and individuality and respect them as others
- Support for independence**
Help each person to continue leading their daily life with independence by daily care

<Differences between care workers and nurses>

- Nurses support treatment of the sick or injured under instructions of doctors.
- Care workers support daily life activities of people requiring assistance.

Image of working in the nursing profession

時間	業務内容
7:00 a.m.	Care for waking up and changing clothes
8:00 a.m.	Care for breakfast Toileting and washing
12:00 p.m.	Care for lunch
1:00 p.m.	Support at events, sending off to rehabilitation, etc.
6:00 p.m.	Care for dinner
8:00 p.m.	Care for washing teeth
9:00 p.m.	Care for toilet
10:00 p.m.	Care for sleeping
	Rest
	Hot break

【○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

令和6年度補正予算額 2.7億円

施策名:外国人介護人材獲得強化事業

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行うとともに、新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

・海外現地における外国人介護人材確保促進事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

都道府県と連携して以下のような外国人介護人材確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討し、モデル的に重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制の検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・外国人介護人材獲得強化事業(地方自治体への補助事業)【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

【補助率】 国2/3、県1/3
【補助金の流れ】



・介護技能評価試験等実施事業(民間団体等への補助)

【補助率】 定額
【補助金の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、海外展開に積極的に取り組む介護事業者の支援及び介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

社会福祉法人つるかめ（山形県）

■ 外国人介護人材の受入状況

【人数】 1名

【在留資格】 特定技能1号（国籍はインド）

■ 展開している介護サービス

相談窓口（居宅介護支援、介護相談窓口）、居宅サービス（通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護）、施設居宅系サービス（特養）、地域密着型サービス（グループホーム、小多機）

■ 補助事業で実施した取組

インドの送出国機関を訪問

補助事業参加の背景

- 2023年までに、外国人材の家族や、家族の就労先から依頼を受け、2名の外国人材を受け入れた経験があるが、いずれも1年ほどで退職した。
- 継続的な人材供給が期待できる送出国としてインドに注目し、2022年に現地視察を行った。**現地視察で出会った1名が、2024年10月に特定技能として入職した。
- 2024年11月に、**観光分野の事業者と山形県の三者合同で、インドの送出国機関とNSDCIを訪問した。**補助事業では、2025年3月に再度インドへ訪問した。



現地訪問の様子

- NSDCIにおける訓練は、全国の介護事業所への直接的な送出しを見据えたものではなく、人材紹介会社を仲介することが前提となっている。人材紹介会社を介さずNSDCIに直接人材の教育や面接を依頼することができず、思うように教育の質を確保できないのが難しい点である。
- 現地での教育において、事業所からのオーダーにしっかりと応えてくれる送出国から人材を採用したい。**
- （山形県担当者）全国的に外国人介護人材受入のニーズは高まっており、新たな受入れルートを模索していた。そうしたなか、今後の施策立案・実行に向けた情報収集のため、人材供給力のポテンシャルがあるインドに県内事業者とともに訪問した。県内の事業者が補助事業を活用することで、外国人材受入れに関わる取組の加速につながることを期待している。

今後の展望及び課題

- 山形県は都市部に比べて賃金が低く、雪深いなど外国人にとって長く住みにくく感じられる点が多いため、山形県で働くインセンティブを作る必要があると考えている。
- 山形県の強みとして、全市町村に温泉施設と介護施設があり、例えば、夫は宿泊分野、妻は介護分野など、夫婦揃って働くことができる。介護分野と宿泊分野で連携して外国人材の受入れを進めていくのが有効と考えている。
- 技能実習は介護の基礎知識を学んでから入国するため、入職後も現場で必要な技能が身につきやすい。一方、特定技能の入国前の教育は、特定技能の試験に合格するためのものがほとんどで、介護自体の教育は不十分なことが多い。**特定技能には即戦力となることを期待しているところ、初任者研修レベルなど、最低限の知識は現地で教えてほしい。**

(出典) 三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社「海外における外国人介護人材の獲得力強化に案する調査研究事業報告書」（令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

自治体に対するアンケート調査・ヒアリング調査

- 外国人介護人材の確保・定着に関する自治体の取組を網羅的に把握するため、アンケート調査等を実施した。「海外との覚書や合意」、「海外とのつながり」、「国内での外国人介護人材の確保・定着に関する取組」等の情報を収集し、自治体での取組状況や課題等を明らかにした。
- その中で住まい支援の状況も確認。家賃補助を実施している自治体が一定するあるほか、公営住宅を活用している自治体も存在。

自治体に対するアンケート調査・ヒアリング調査

- 全国 1,794 自治体に対して、アンケート調査を実施した（回答率31.2%）。調査の結果、多くの自治体で、外国人介護人材確保・定着の取組が実施されていることが明らかとなった。
※取組の内訳は、重複回答を含む

	A)覚書・合意の取組総数及び実施自治体数	B) 覚書・合意以外の海外とのつながり 実施数		C)外国人介護人材の人材確保・育成・定着等を目的とした取組 実施数	
		海外への情報発信（説明会等） ※うち現地での説明会を含む	外国からの情報収集、学生等の交流等	外国人介護人材の支援センター設置	その他
(取組内容)	・ MOU、LOI				
現在実施している	16自治体 (計35本)	11自治体	20自治体	8自治体	46自治体
過去に実施していた	1自治体 (計19本)	3自治体		4自治体	

自治体の住まい支援の取組

家賃補助

- 介護事業所が借り上げた宿舎の家賃補助
- 留学生向け居住費補助 等
- ※補助金額は、自治体によって様々

住宅提供

- 市営住宅を外国人労働者向けに提供
- 住宅セーフティネット制度を活用した住宅提供 等

効果

- 住まい支援は実質的に仕送りできる金額の増加に直結し、外国人介護人材が就労先を選択する際の重要な要素となる。実際に外国人介護人材が活用しているため、事業所からも好評である。
- 外国人介護人材本人から「暮らしやすくなって良かった」という喜びの声が上がっている。

參考資料

外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和7年度当初予算額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



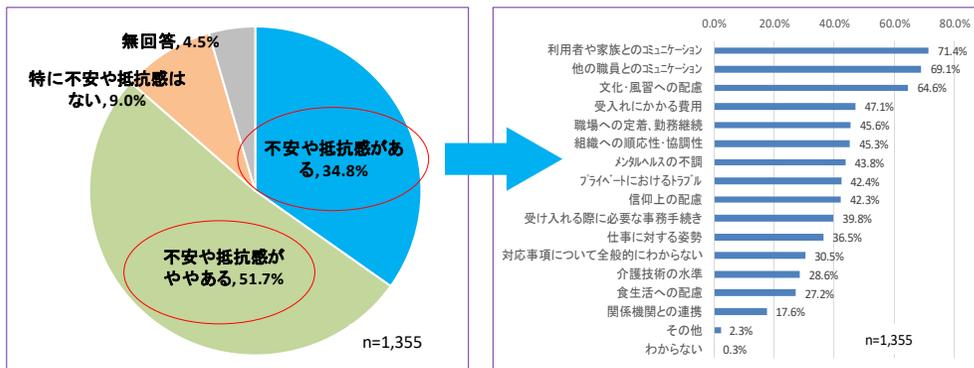
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

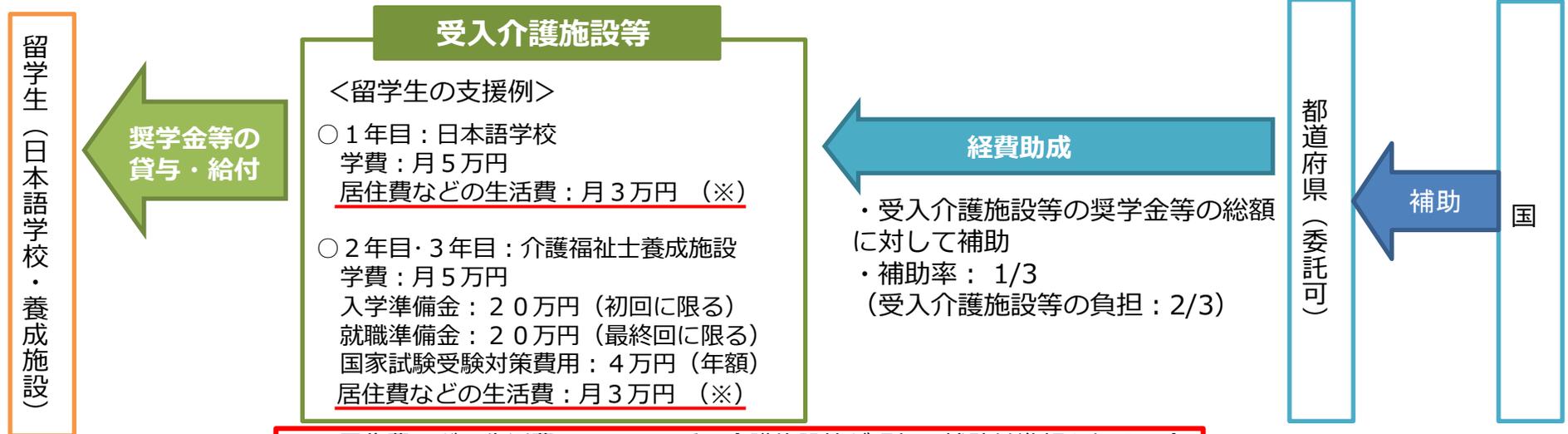
※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和7年度当初予算額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- なお、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できる。

2 事業のスキーム・実施主体等



※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

平成21年2月27日付け国住備第117号「公営住宅の地域対応活用について」を发出

概要

地方分権改革推進委員会の勧告の趣旨を踏まえ、各地方公共団体が地域の実情を勘案し、若年単身世帯、UJIターンにより地域に居住しようとする者等に対して公営住宅ストックを弾力的に活用できるように措置する。【地域対応活用】

地域対応活用の内容

<手続>

- 地域対応活用の対象予定団地等を記載した地域対応活用計画を予め地方整備局等へ提出する。
- 地域対応活用を実施した時から1ヶ月以内に、地方整備局等へ報告する。

<地域対応活用の対象>

- ①公営住宅の空家を使用すること。
- ②地域対応活用に係る期間については、原則として1年以内で設定すること。
ただし、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しない等一定の条件のもと、更新可能。
- ③地域対応活用によって入居を認められる者は、当該地域において現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ④地域対応活用の使用料は、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅の入居者家賃の決定に準じて、適切に設定すること。

関連記述の抜粋

- 地方分権改革推進委員会「第1次勧告」（平成20年5月28日同委員会決定）

【公営住宅】

公営住宅については、入居者資格要件を緩和するとともに、整備基準について国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

- 地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）

【公営住宅】

公営住宅については、入居者資格要件を緩和するとともに、整備基準について国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を平成20年度中に講じる。

事業主体名	使用用途	住宅使用者	承認期間	活用内容・その他の条件等
3. 社宅等（外国人技能実習生用住宅含む）での活用				
兵庫県 神戸市	社宅（市内に事業所を有する事業者※）	市内に事業所を有する事業者の従業員	R4.4.1～ R5.3.31	※市内に市民税を払っている事業所があること。もしくは今後1年以内に市内に事業所を有する予定である事業者等であること（現在事業所を有する他市町村で市民税を払っている事業所があること）を含む ○暴力団等でないこと ○家賃（使用料）の支払い見込みが確実
兵庫県 神戸市	社会福祉法人職員用住宅	高齢者の支援拠点を開設する社会福祉法人の職員	R3.4.1～ R4.3.31	○耐震改修工事のため募集停止している団地を対象 ○団地内で高齢者支援拠点を開設する社会福祉法人 ○使用目的以外の用途に使用しない ○転貸や入居権利を譲渡しない
宮崎県 延岡市	外国人技能実習生用住戸（漁業研修生）	漁協で受入を行っている外国人技能実習生	R4.4.1～ R5.3.31	○使用許可申請は島浦町漁業協同組合が行う ○各住戸にはグループでの入居（ホームシックを防ぐため） ○入居を許可する者は外国人技能実習制度による研修生
群馬県 嬬恋村	外国人技能実習生用住戸（農業研修生）	農協で受入を行っていた外国人技能実習生	承認日～ R3.10.1	○実習終了により帰国を予定していた実習生が母国の新型コロナウイルス感染症の影響で帰国ができない状況にあり、当面の居住先として使用 ○在留資格については、監理団体が入国管理局と調整し、特定活動の在留資格を得たもの
高知県 奈半利町	社宅（町内に事業所を有する事業者）	町内に事業所を有する事業者の従業員	R4.4.1～ R5.3.31	○事業者は町内に事業所を有する ○入居者は、事業者の従業員であること ○入居者は企業が判断（シェアの場合は3人まで（単身可）） ○敷金、連帯保証人不要

申請に当たっての留意点

-  通知における「別記様式 1（申請書）」の記載項目は変更しないでください。
(事業主体における公営住宅の応募状況欄に、「当該団地の応募状況」や「中高層住戸の応募倍率のみ」を記載しているケースがあります。もちろん、事業主体応募状況を記載いただいた上で、それぞれを記載いただくのは問題ありません。)
-  計画の承認に当たっては「**公営住宅の本来入居対象者の入居が阻害されない**」ことを確認するため、応募倍率（当該団地、事業主体）等を確認していますが、例えそれぞれの応募倍率が高くても、例えば、中高層階（3階以上）住戸を活用する計画であったり、事業主体全体の応募倍率が低いなど総合的に判断し認めているケースもありますので、活用検討の際は気軽に相談願います。
-  団地の中高層階の住戸利用の場合は、その旨及び中高層住戸に限定した応募倍率の記載があると審査の迅速性につながります。
-  計画期間は「原則 1 年」ですが、活用の前提となる制度（例：地域おこし協力隊、外国人技能実習生など）に 1 年を超える期間が設定されている場合、これに合わせて計画期間を設定することも可能です。
ただし、**事業主体からの使用者への使用許可については 1 年単位（更新可）**としていただき、未来の公営住宅本来入居対象者から応募があった場合に備えていただきますようお願い致します。
なお、この場合、計画期間中なのか既に終了したのか、途中で管理できなくならないよう、計画管理にご留意願います。